

指定自立支援医療機関（精神通院）の皆様へのお知らせ

令和6年1月26日

自立支援医療機関の指定の辞退をする場合は、障害者総合支援法第65条の規定により1ヶ月以上の予告期間を設けることとされています。

辞退届の提出は、**辞退年月日の1ヶ月前まで**に行ってください。

また、利用者にもその旨事前に周知いただくようお願いします。

辞退届の様式は県ホームページ（地域保健課）に掲載されています。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007862/1007867.html>